

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 社会医療法人社豊生会が開設するひまわり訪問リハビリ（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅においてリハビリテーション計画に基づき、理学療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう住宅ケアの支援に努める。
2 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
3 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してリハビリテーション上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

(名称及び所在地)

第4条 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称・所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名 称 : ひまわり訪問リハビリ
- (2) 所在地 : 札幌市東区東苗穂4条1丁目1番68号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業を行う職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者	1名（非常勤・作業療法士兼務）
・職務内容 :	業所職員の管理及び利用者の訪問調整、業務の把握・指揮命令を行う。
(2) 職種 理学療法士	2名（非常勤・専従2名）
作業療法士	2名（非常勤・専従1名、非常勤・管理者兼務1名）
言語聴覚士	3名（非常勤・専従3名）
・職務内容 :	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

(1) 営業日 :	月曜日から金曜日
	ただし、祝祭日、及び12月30日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間 :	9:00 ~ 17:00

(サービスの内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師の指示及び訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づき、居宅を訪問し、要介護者等の心身機能の維持回復が図れるよう、必要なリハビリテーションを行う。
- (2) 在宅での生活の質の向上を図るため、福祉用具の使用方法、住環境の整備及び介護方法について助言並びに指導を行う。
- (3) 居宅介護支援事業者等とサービス提供上必要な情報交換を行い、総合的なサービスの提供を行う。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市東区とする。

(利用料金)

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、

そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 その他の料金（保険給付外）

- 交通費：通常の事業実施地域（東区）を越えた場合。
 - ・事業所から片道概ね5km未満：無料
 - ・事業所から片道概ね5km以上：1回の訪問につき200円
- キャンセル料：利用日の9時半までに休みの連絡がなかった場合 200円（1日につき）

（苦情処理）

第10条 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（サービスにあたっての留意事項）

- 第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 利用開始に当たっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
 - 3 事業者は、正当な理由なく訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
 - 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
 - 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

（職員の服務規律）

第12条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の

業務に専念する。服務に当たっては、常に次の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

（職員の質の確保）

第13条 職員の質的向上を図るための研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第14条 職員の就業に関する事項は、施設の就業規則による。

（職員の健康管理）

第15条 職員は施設が行う年1回の健康診断を受診する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第16条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（緊急時の対応）

第17条 従業者は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 当施設は、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故発生の防止に努める。また、サービス提供にあたり、事故、急変等が生じた場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(付則)

1、この運営規程は、平成18年9月15日から施行する。

2、職種に言語聴覚士を追加により、平成19年4月1日より変更する。

3、介護保険法改正、人員体制変更により平成21年4月1日より変更する。

4、人員体制変更により、平成22年4月1日より第5条を変更する。

5、介護保険法改正、人員体制変更により平成24年4月1日より変更する。

6、人員体制変更、営業日、利用料金変更により平成24年7月1日より変更する。

7、管理者変更による人員体制変更、利用料金変更・項目追加により、平成28年12月1日より変更する。

8、介護保険法改正、人員体制変更、条文追加により平成30年7月1日より変更する。

9、法人格変更により、令和5年9月1日に改訂する。

10、住所変更により、令和6年9月14日に改訂する。

(身体の拘束等)

第19条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。